

STEP1.(3) 台帳整備計画の策定

総務省方式改訂モデルの特徴

- 資産を特定、計上しなくても貸借対照表の作成が可能
- 資産の段階的整備

公表時に想定される素朴な疑問
貸借対照表について

- ・資産の範囲はどこまで？
- ・資産が分からなくて貸借対照表が出来るの？
- ・現状の資産管理はどうなってるの？
- ・改訂モデルで台帳整備が求められていますよね？



台帳整備計画の策定が必要！

整備計画策定時の留意事項(チェックポイント)

1. 現状の管理はどうか
→まずは現状管理の把握が必要
2. 現実的な計画の策定
マンパワーとのバランス
→どこまで調査を行うか&どれくらいの期間で行うか
3. 目的は公会計だけでよいか
→公会計対応だけではもったいない
4. 次年度以降の管理はどの部署で行うのか
5. 特に管理の難しい資産の管理方法はどうか
→ 道路底地 等

要調整

全庁的な体制の構築
・検討が必要！

公共資産関連データの整備アプローチ

初年度 ⇒ 以後、段階的に

